

# いじめ防止基本方針

東峰村立東峰学園

## はじめに

いじめ防止対策推進法が成立し、平成 25 年 9 月 28 日に施行された。それを受けて福岡県いじめ防止基本方針が平成 26 年 3 月に策定（最終改定 平成 30 年 2 月 16 日）され、それに伴う福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】の留意事項が示された。いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、本校におけるいじめ防止のための基本方針を定め、いじめを「未然防止」し、「早期発見・早期対応」をしようとするものである。

## 1 学校のいじめ防止基本方針

「いじめ」とは「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。いじめを防止するために（1）「いじめは、人間として絶対にゆるされない」という強い認識をもつ。（2）「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。（3）「いじめられている子を、最後まで守り抜く」という信念をもつ。これらを基本姿勢として、いじめの「未然防止」、積極的な認知による「早期発見」、組織的な「早期対応・継続的な指導」に努めるようにする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。ただし、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除しないようにする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・インターネットや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。等

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2 いじめの防止

### (1) いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

いじめの兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

① 「いじめは決して許されないこと」の理解と道徳心の涵養

いじめを許さない強い心や相手を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調し、自立的に生活を送ることができる子どもを育てる。そのために、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動全体で取り組んでいく。さらに、PTA等とも連携し、家庭や地域と一体となったいじめ防止の啓発活動への取組を進める。

② 「居場所づくり」

学級や学年、学校が児童生徒の居場所になるようにしていくことが求められている。児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」としての学級や学年、学校にしていける必要がある。そのためには、基本的な学力を身につけることができるように、教室の人的・物的環境を整え、特に「わかる授業」に取り組む。

③ 「絆づくり」

「居場所づくり」を前提にしながら、子どもが主体的に取り組む活動を保障し、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じ合ったりする中で、「自己有用感」がもてるような働きかけをする。

④ 「授業づくり」「集団づくり」

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や生徒指導を充実させる。授業においては、ペアやグループで話し合う場面を設定するなど、全員の児童生徒が参加し、学び合えるような授業づくりを工夫する。

⑤ 情報機器を使いたいじめの防止（携帯・スマホ、「掲示板」等）

インターネットや携帯電話等の情報機器がいじめに利用される可能性があるという危機感を常に持ち、毎年携帯・スマホによるいじめ問題の学習を位置付けるとともに、子どもの様子を把握することが必要である。情報は一度流出したら取り返しがつきにくいので、これらの情報機器の所持・利用状況についても情報収集を行うなど、なお一層の「未然防止」に取り組んでいく。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、児童生徒たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からもでている。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていけば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応する。

〈いじめのサイン〉

日常の学校生活と比べて表情や言動に変化がないか。	○日頃と違う表情をしていないか。 ○理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。 ○落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	○グループになる時に最後まで残っていないか。 ○友だちからのあいさつや言葉かけの少ない児童生徒はいないか。
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	○友だちに異常なほどの気遣いはないか。 ○特定の児童生徒が失敗すると、笑われたり、やじられたりしていないか。
学級の雰囲気注目する。	○学級全体に無力感が漂っていないか。 ○小集団が相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
児童・生徒からの連絡・相談に注目する。	○当該児童生徒だけでなく、周りの児童・生徒から教職員へいじめを知らせている言動はないか。 ○定期的な児童・生徒アンケートからいじめの兆候・事実はないか。

保護者からの連絡や相談に注目する。	○保護者からの連絡・相談にいじめの兆候はないか。 ○定期的な保護者アンケートからいじめの兆候・事実はないか。
定期的にいじめのアンケートを実施する。	○定期的な児童・生徒アンケートからいじめの兆候・事実はないか。 ○アンケート結果をもとに、いじめ防止等対策委員会でいじめの有無を判断する。

(3) いじめの早期対応（迅速かつ組織的な対応）

いじめが発生した際には、迅速かつ毅然とした対応が求められる。組織として適切な対応をするためには、情報が正しくかつ迅速に校長まで届ける。いじめ防止アンケート（キラリっこアンケート及び安心づくりアンケート）は、担当部会で整理・検討し、いじめ防止等対策委員会でいじめに該当するかどうかを判断していく。この他にも、いじめと思われる報告・連絡・申し立て等があった場合は、速やかにいじめ防止等対策委員会を開き、事実確認、対応策等を協議していく。さらに、法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の委員会への報告を確実に行う。

なお、いじめの解消に対しては、①被害者に対する心理的・物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること、②いじめによる影響で被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることをもって判断する。

(4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備

学校において定期的な調査や教育相談等を実施し、児童生徒の状態を把握したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、要対協をはじめとする外部の関係機関を活用して課題を解決したりする等、相談体制の整備を行うようにする。

(5) 教職員研修の充実

校内研修等を通じて、基本方針の共通理解やいじめ問題の資質の向上を図るようにし、早期発見・早期対応ができるようにする。また、教職員の言動が子どもを傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう人権感覚の育成を図る。

校内研修実施の際は、必要に応じて外部講師等を招聘する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ（家庭との連携）

「保護者チェックリスト」を配布したり「保護者アンケート」を実施したりして、家庭での子どもの変化をとらえてもらったり、家庭でのいじめ防止指導を働きかけたりすることで早期発見につないでいく。家庭でのいじめ防止指導は、学校でのいじめ根絶や生徒指導上の問題の解決にも貢献してくれることが期待できるが、さらに家族間の思いやりも醸成され、よりよい人間関係を構築することにもつながることから、家庭との連携を図っていじめ防止指導を働きかけていくようにする。

(7) 適切な学校評価・教職員の評価

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめの問題を隠さずに、その実態把握や校長への報告、問題解決への対応への取組を評価する。

また、いじめ防止に向けた取組の内容については、年度当初や入学時に児童・生徒や保護者に説明するとともに、いじめ防止の取組の状況を学校評価の項目として位置付けるようにする。

(8) 校内における連携体制

小学部においては月に1回生徒指導委員会、中学部においては週に1回いじめ不登校対策委員会をそれぞれ実施し、各学部において共通認識、対応等を行う。また、月に1回小中合わせた生徒指導（いじめ不登校）対策委員会を実施し、小中におけるいじめ防止のための連携体制を確立する。

### 3 重大事態への対応

[重大事態の定義]

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、重大

事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

[重大事態への対応]

上記の重大事態が発生した場合は、速やかにいじめ防止等対策委員会を開き、事実関係の調査、関係児童生徒及び保護者への情報提供を行うとともに、教育委員会への報告を行う。また、必要に応じて、関係機関とも連携し、対応策を講じる。

なお、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応する。

4 いじめの防止等対策のための組織及び対応の手順

